

一般社団法人北水会 子ども高齢者支援環境整備助成金 実施要綱

(趣旨)

第1条 一般社団法人北水会（以下「当団体」という。）は修学、進学の困難な児童生徒の健全な成長と幼児、高齢者の安心安全な生活環境の整備に資する活動を支援し、もって教育の振興及び人材の育成並びに社会福祉の向上に寄与することを目的としている。この目的に資する活動を支援するため助成金を交付することとし、助成に当たっては本要綱に定めるところによる。

(助成の対象)

第2条 助成金の交付対象は、次のとおりとする。

- 1 経済的理由により修学、進学 of 困難な児童生徒に対する必要な費用
- 2 児童生徒の学習環境の充実に資する取組、企画、調査、研究等の活動に必要な費用
- 3 幼児、児童生徒や高齢者の安心安全な生活を支えるための活動に必要な費用
- 4 幼児の保育や高齢者の介護の充実等に資する人材育成に必要な費用

(助成の対象者)

第3条 助成の対象者は、原則として道内、東京都区内及び横浜市内とし、理事長が別に定める市区町村内に居住または活動する個人・団体・サークルで、次の各項に適合するものとする。

- 1 団体・サークルにあっては、一定の規約を有し、代表者が明らかであること。
- 2 会計処理が明確であること。
- 3 本条第1項及び第2項に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の対象としない。
 - (1) 専ら営利を目的とする活動
 - (2) 特定の政治又は宗教活動等の浸透を目的とする活動
 - (3) その他、上記に関連する活動

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、第2条に掲げる助成対象に必要な経費とする。ただし、第2条第2項及び第3項を実施する助成対象者の構成員となる団体及び個人に対する人件費は対象外とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の合計額から他からの補助金又は助成金を除いた額とし、上限額は予算の範囲内で理事長が決定する。

(助成申請書の提出)

第6条 助成金の交付を受けようとする個人・団体は、助成申請書を当法人に提出するものとする。

(助成対象の決定)

第7条 助成対象の決定に当たっては、公平性を図るため、理事長が委員長となる選定委員会を設置し、理事長が決定する。

- 2 選定委員会は複数名の選定委員で構成し、選定委員は理事長が選出する。

(助成金の交付)

第8条 助成金の交付は、原則として概算払いとする。

(助成対象内容の変更)

第9条 助成金の交付を受けた者が助成対象の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 助成金の交付を受けた者は、目的達成後速やかに関係書類を添えて実績報告書を当社団に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第11条 当社団が前条による実績報告を受けたときは、実績報告書の内容を審査し、適当と認めた場合は交付すべき助成金の額を確定し、申請者に通知する。

2 前項により確定した交付すべき助成金より概算払いの金額が多い場合は、その差額を返還しなければならない。

(助成金の交付決定の取り消し)

第12条 次の各号に該当した場合、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽その他不正手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金交付を受けたとき
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき
- (3) その他、本要綱に違反したとき

2 返還の期限等は返還請求書により行うものとし、期日までに返還しなかった場合は、返還期限の翌日から起算し返還された日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算（年365日の日割計算）した違約延滞金を当法人に支払わなければならない。

(要綱の改廃)

第13条 この要綱の改廃は社員総会の決議によるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるほか、この要綱の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

一般社団法人北水会 子ども高齢者支援環境整備助成金 選定委員会名簿

役 職 名	氏 名	所 属
委 員 長	瀬 川 信 子	一般社団法人北水会理事長、社会福祉法人水の会理事長
委 員	佐 賀 のり子	学校法人北邦学園理事長
	水 野 克 也	税理士法人札幌中央会計代表社員
	今 井 太 志	北海道大学公共政策大学院教授
事 務 局	平 野 正 明	社会福祉法人水の会常務理事
	木 下 広	社会福祉法人水の会専任部長
	水 原 英 樹	社会福祉法人水の会主事